

府中市上下歴史文化資料館
指定管理者募集要項

令和5年8月

広島県府中市

府中市上下歴史文化資料館の指定管理者募集要項

府中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、府中市が設置する府中市上下歴史文化資料館について、府中市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年府中市条例第34号。以下「指定管理条例」という。）第2条の規定により、次のとおり指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 対象施設の概要

- (1) 名称 府中市上下歴史文化資料館
- (2) 所在地 広島県府中市上下町上下1006番地
- (3) 施設概要

構造 木造瓦葺
階数 地上2階建
敷地面積 1,320.5㎡
延床面積 712.6㎡
施設内容 1階 展示コーナー、図書コーナー、トイレ、事務所他
2階 展示コーナー、倉庫他
中庭、既存建物

- (4) 利用者実績（過去10年）

年度	利用者数	開館日数
平成25年	23,576人	320日
平成26年	20,043人	319日
平成27年	21,309人	320日
平成28年	21,047人	320日
平成29年	17,916人	320日
平成30年	17,543人	321日
令和元年	14,556人	319日
令和2年	7,988人	281日
令和3年	6,543人	209日
令和4年	10,437人	319日

- (5) 設置条例 府中市歴史資料館設置及び管理条例

2 対象施設の設置目的

歴史資料等の収集、保管、展示、調査及び研究等の事業を行い、文化財の保護と活用を図ること、とりわけ、文学者岡田美知代の生家として、その生涯を伝えていくこと、上下の歴史文化の保護普及活動を主たる目的としています。

3 指定管理者が行う業務

府中市歴史資料館設置及び管理条例第4条に規定する次の事業を行います。

- (1) 資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 資料の調査及び研究に関すること。
- (3) その他設置の目的を達成するため必要な事業。

その他、別紙「府中市上下歴史資料館指定管理者仕様書」のとおり。

4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とします。

5 経理に関する事項

(1) 指定管理者の収入として見込まれるもの

ア 市が払う指定管理料

指定管理期間（令和6年4月1日から令和11年3月31日まで）における指定管理料の上限額を、99,400千円（消費税相当額を含む）とします。

イ 自主事業による収入

指定管理者は、本施設の設置目的に合致し、管理運営の実施を妨げない範囲において、自己の責任により、自主事業を実施することができます。この場合における事業収入は、指定管理者の収入とします。ただし、設置目的外と判断される事業については、市に対して行政財産使用許可の手続きが必要となりますので、注意してください。

(2) 指定管理者の支出として見込まれるもの

ア 人件費

イ 事務費（消耗品、備品、印紙等）

ウ 事業費（企画展示・講演会等の経費。旅費、講師謝礼、消耗品等）

エ 管理費（施設管理費、光熱水費、設備維持管理費、修繕費等）

オ 事務経費

(3) 区分会計の独立

指定管理者は、管理運営に係る経理事務を行うにあたり、自身の団体と独立した会計帳簿書類及び経理規定を本業務と自主事業に分離して設けて、市の要求がある場合は、経理書類を開示しなければならず、また、当該事業に関しての監査業務がうけられるような体制を整えなければなりません。

(4) 口座の管理

指定管理者の業務に関し発生する指定管理料及びその他の収入は、法人等が他の事業等で利用する口座とは別の口座で管理してください。

また、帳簿処理により、収入と支出の計上を正確に行い、月次ベースで現金残高と帳簿残高を照合してください。

(5) 指定管理料の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに指定管理料を決定し、その指定管理料を協定書に定める方法により支払います。

(6) 保険への加入

指定管理者は自らのリスクに対応して、自らの負担において適切な範囲で保険に加入してください。なお、指定管理者は、市が加入する「全国市長会 市民総合賠償保険」の被保険者とみなされますが、指定管理者が行う自主事業については保険の対象外となります。

6 応募資格

資料館業務に携わったことのある学芸員を有し、指定期間中、安全、かつ、円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体で、次の(1)～(8)に掲げる事項に該当しない者。

(1) 法律行為を行う能力を有しない者

- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- (5) 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は同法第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- (6) 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (7) 市税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- (8) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者

7 公募に関するスケジュール等

(1) 募集要項の配布

ア 配布場所：府中市ホームページ

※ホームページアドレスは、問い合わせ先に記載しています。

イ 配布期間：令和5年8月10日（木）～9月8日（金）

(2) 説明会

応募方法、応募書類、指定管理業務等について説明会を開催します。参加人数については、1団体につき2名までとし、参加希望者は、8月21日（月）午後5時までに、教育政策課文化財室へ電子メール又は電話で連絡してください。

日 時：令和5年8月24日（木）午前10時～11時

場 所：府中市教育委員会 1階 第一会議室

(3) 応募に関する質問の受付

ア 受付場所：府中市教育委員会 教育部 教育政策課 文化財室

イ 受付期間：令和5年8月17日（木）～8月28日（月）

※土曜日、日曜日を除きます。

ウ 受付時間：午前8時30分～午後5時15分

エ 受付方法：受付場所に、電子メール又はFAXによる提出とします。

※質問者は、受信を確認するため電話連絡をしてください。

※電話番号、FAX番号及びメールアドレスは、問い合わせ先に記載しています。

オ 回答期限：令和5年8月31日（木）午後5時

カ 回答方法：府中市ホームページに掲載します。

(4) 応募提出書類等の受付に関する事項

ア 受付場所：府中市教育委員会 教育部 教育政策課 文化財室

※住所は、問い合わせ先に記載しています。

イ 受付期間：令和5年9月1日（金）～9月8日（金）

※ただし、土曜日、日曜日を除きます。

ウ 受付時間：午前8時30分～午後5時

エ 提出方法：受付場所に、持参又は郵送による提出とします。

※郵送による提出の場合、期間内に必着とします。

(5) 選定結果のお知らせ

応募者全員に10月初旬に文書にてお知らせします。

(6) 指定管理者の指定及び協定の締結

ア 議会の議決を経て行う指定管理者の指定は、12月下旬の予定です。

イ 指定管理者指定後、協定の締結を行う予定です。

ウ 協定の主な内容は、次のとおりです。

- ・ 業務に関する基本的な事項（管理業務の内容、施設の範囲、事業年度等）
- ・ 管理運営委託料に関する基本的な事項
- ・ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ・ 事業報告・業務報告に関する事項
- ・ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ・ リスクの管理・責任分担に関する事項
- ・ 利用者アンケート等の実施・報告に関する事項
- ・ その他

8 提出書類

応募に際し以下の資料を提出してください。

様式は原則として日本工業規格A4サイズとしてください。ただし、提案書関係、事業計画書関係等の資料については、A3サイズも可能とします。

なお、教育委員会が必要と認める場合は、追加資料を求める場合があります。

- (1) 指定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支計画書（様式第3号）
- (4) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書面
- (5) 法人にあっては当該法人の記載事項証明（現在事項証明書※発行日から3ヶ月以内のもの。写し可）
- (6) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前年度の申請者に関する事業報告書及び前年事業年度を含めた過去3箇年の収支計算書、貸借対照表、財産目録その他経営の状況を明らかにする書類
- (7) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- (8) 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかる書類
- (9) 誓約書（様式第4号）
- (10) 市税完納証明（発行日から3ヶ月以内のもの）又は申立書（様式第5号※府中市に市税等の納税義務がない場合に限る。）
- (11) 消費税及び地方消費税の納税証明書（発行日から3ヶ月以内のもの。写し可）

9 提出先及び提出部数

提出先：府中市教育委員会 教育政策課 文化財室

※住所は、問い合わせ先に記載しています。

提出部数：正本1部、副本8部

10 選定の基準

【府中市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例第4条に定める基準】

- (1) 事業計画書の内容が利用者の平等な利用を確保できるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、申請のあった施設の性質又は目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

11 選定審査の実施

(1) 第1次審査

資格・要件について応募書類による審査を行います。審査に当たっては、次の期間内に個別に応募内容の確認を行うことがあります。

ア 日 程：令和5年9月12日（火）～9月15日（金）

(2) 第2次審査

第2次審査は、選定審査会により行います。この中で、プレゼンテーションによる審査を実施し、総合的な評価により最優秀提案者1者を選考します。

ア 日 程：令和5年9月27日（水）

イ 場 所：府中市役所本庁舎内 府中市府川町315番地

ウ 時 間：1者当たり45分を予定（説明：30分、質疑応答：15分）

エ 説明者：会場への入室は、3人までとします。

オ その他：申請書に沿って特色等を発表。追加提案の説明や追加資料の配布は認めません。パソコン（HDMI出力対応）を使用する場合は、申請者が用意のこと。

- (3) 第2次審査は、別紙「審査基準（評価項目）」に基づき、各審査員（持点100点）の評価点の合計点の最も高い者を最優秀提案者とし、指定管理者の候補者とします。

12 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応について

令和5年10月から導入が予定されている消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）において、料金等の収受に際し、登録番号、適用税率、消費税額等を記載した適格請求書（インボイス）の交付が想定されます。指定管理者においては、インボイス発行事業者の登録をはじめ、必要な対応をお願いします。

13 その他

- (1) 申請書提出後は、軽微な変更を除いて、提出書類の記入内容の変更は認めません。
- (2) 提出された書類等は、返却しません。
- (3) 提出された書類等は、情報公開の請求により開示することがあります。
- (4) 応募に要する費用は、申請者の負担とします。
- (5) 責任分担の考え方は、おおむね次のとおりとします。なお、詳細は、協定書の

中で定めるものとしします。

項 目	指定管理者	市
施設の維持管理	○	
施設内機械設備の維持管理	○	
施設内備品の維持管理	○	
使用料(利用料金)徴収、収納	○	
施設の利用許可等	○	
施設の修繕(小規模)	○	
事故・火災等による施設備品の修繕	○	○
使用者(利用者)の被災	○	○
大規模修繕		○
施設に係る各種保険加入等	○	○
包括的管理責任		○

問い合わせ先

府中市教育委員会 教育部 教育政策課 文化財室

郵便番号 726-0003

住 所 広島県府中市元町1番地5 府中市教育センター内

電 話 (0847) 43-7180

F A X (0847) 45-4233

ホームページアドレス <http://www.city.fuchu.hiroshima.jp/>

メールアドレス seisaku_edu@city.fuchu.hiroshima.jp

以 上